

黒部市民病院会計年度任用職員（非常勤職員）の登録について

黒部市民病院では、会計年度任用職員として勤務していただける方を募集いたします。

会計年度任用職員とは、職員の補助として1会計年度内(4月～翌年3月31日まで)を任期として任用される職員です。

あらかじめ会計年度任用職員を希望する本人から「会計年度任用職員登録書」（以下「登録書」とする）を提出していただき、総務課にて選考・登録台帳に登録します。

各部署において採用の必要が生じた際に、登録台帳をもとに、採用条件に一致する方を選考し、候補者を決定します。そのうえで、各部署において面接試験等による選考審査を行い、採用者を決定します。

ただし、勤務条件等により登録しても必ず採用されるとは限りませんので、ご了承ください。
* 会計年度任用職員の説明は、裏面をご覧ください。

1 登録条件

(1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は登録できません。

<地方公務員法第16条>

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当市の職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 職種により、免許資格が必要な場合があります。

2 登録方法

「登録書」に必要事項を記載し、所属長もしくは総務課へ提出。

※ 募集要領及び登録書は総務課で配布するほか、病院ホームページに掲載します。

3 登録期間

登録された日からその年度の末日（3月31日）まで

※翌年度も継続して登録を希望する場合でも、再度登録票を提出していただく必要があります。

4 会計年度任用職員登録書の取扱い

- ・登録書は採用、任用に係る業務にのみ利用します。
- ・登録票の内容に変更が生じた場合や、登録の取り消しを希望される場合は、総務課庶務係までご連絡ください。
- ・受理した書類については、返却いたしませんので、ご了承ください。

～ 黒部市民病院会計年度任用職員の募集について ～

令和3年度に市民病院、カリエール、やわらぎデイサービスセンターなどの病院の施設に勤務する『会計年度任用職員』を募集します。会計年度任用職員として勤務することを希望する方に、あらかじめ希望する職種や勤務時間を登録していただきます。職種により条件に合う方を担当部署で選考・面接し、採用します。

◇ 会計年度任用職員 とは？

市の非常勤職員の制度が令和2年4月から大きく変わり、『会計年度任用職員制度』が創設されました。『会計年度任用職員』は1年度内（4月1日～翌年3月31日）で勤務する非常勤の職員です。

- 身分 地方公務員（一般職の非常勤職員）となり、地方公務員法に定める服務が適用（地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は応募できません。）
- すべての職種に人事評価を導入（年1回）
- 給料・報酬 常勤職員の給料表をもとに、職種ごとに算出
勤務時間により月額、日額または時給
支払日は当月（月額の方）または翌月（月額の一部や時給の方）の21日
- 期末手当 任用期間が半年以上で、かつ、勤務時間が週15時間30分以上の場合に支給。6月1日及び12月1日に在職している方が支給の対象。
支給月数は在職期間により異なります。月額相当額*1 により6月期1.275月分と12月期1.275月分の最大2.55月分を支給。ただし、令和3年度の6月期は、在職期間が3か月未満となるため、原則0.3825月分の支給。
*1 職種や経験年数等により月額と異なる場合があります
- 通勤費用（費用弁償） 片道の通勤距離と勤務日数により決定
- 社会保険など 採用期間、勤務時間などに応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、災害補償などに加入し、健康診断やストレスチェック、ワクチン接種などの福利厚生を受けることができます
- 休暇等 任用期間や勤務時間などに応じて、年次有給休暇が付与
他にも特別休暇として、結婚休暇や忌引休暇などの有給休暇、病気休暇や産前産後等の無給休暇が取得可能
- 服務 地方公務員法に規定する服務及び分限・懲戒に関する規定が適用
※信用失墜行為の禁止や守秘義務等、地方公務員としての義務が課されます。